

目 次

第V部 特殊な出願

第1章 出願の分割

第1節 出願の分割の要件

1. 出願の分割の規定の趣旨	1
2. 出願の分割の要件	1
2.1 形式的要件	2
2.1.1 出願の分割をすることができる者	2
2.1.2 時期的要件	2
2.2 実体的要件	3
3. その他の留意事項	5
3.1 分割出願に係る発明と分割後の原出願に係る発明が同一である場合の取扱い	5
3.2 拒絶査定不服審判の請求日と同日に出願の分割がなされた場合の取扱い	5
3.3 分割出願の補正	5
3.4 分割出願を原出願とする分割出願	5
3.5 分割出願の出願変更	5
4. 第44条第2項ただし書の規定について	5
5. 分割出願の審査のために必要な説明書類の提出の求め	6

第1節 出願の分割の要件（平成20年改正前特許法対応）

1. 出願の分割の規定の趣旨	8
2. 出願の分割の要件	9
2.1 形式的要件	9
2.1.1 出願の分割をすることができる者	9
2.1.2 時期的要件	9
2.2 実体的要件	10
3. その他の留意事項	12
3.1 分割出願に係る発明と分割後の原出願に係る発明が同一である場合の取扱い	12
3.2 拒絶査定不服審判の請求日と同日に出願の分割がなされた場合の取扱い	12
3.3 分割出願の補正	12
3.4 分割出願を原出願とする分割出願	12
3.5 分割出願の出願変更	13
4. 第44条第2項ただし書の規定について	13
5. 分割出願の審査のために必要な説明書類の提出の求め	13
(参考)特許法第44条の改正履歴	15
(参考)原出願の拒絶査定の際の本送達後における分割出願の時期的要件・実体的要件と 原出願の出願日・拒絶査定の際の本送達日との関係について	16

第2節 第50条の2の通知

1. 第50条の2の規定の趣旨	1
2. 第50条の2の通知	1
2.1 「他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつてゐるものに限る。)」	1
2.2 「前条(第百五十九条第二項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る拒絶の理由と同一」	2
2.3 「出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたもの」	3
3. 拒絶理由通知と併せて第50条の2の通知が行われた場合の補正	3
4. 審査の進め方	3
4.1 第50条の2の通知を行う際の審査	3
4.1.1 第50条の2の通知を行うか否かの判断	3
4.1.2 第50条の2の通知を行う際の留意事項	4
4.2 第50条の2の通知が併せてなされた拒絶理由通知に対して補正がされた場合の審査	4
4.2.1 拒絶理由通知が「最初の拒絶理由通知」の場合	4
4.2.2 拒絶理由通知が「最後の拒絶理由通知」の場合	5

第2章 出願の変更

1. 出願の変更の規定の趣旨	1
2. 出願の変更の要件	1
2.1 形式的要件	1
2.1.1 特許出願への変更ができる者	1
2.1.2 時期的要件	1
2.2 実体的要件	2
3. その他の留意事項	2
3.1 第44条第2項ただし書の規定について	2
3.2 意匠登録出願から特許出願への変更に関する留意点	2
3.2.1 時期的制限	3
3.2.2 実体的要件	3

第3章 実用新案登録に基づく特許出願

1. 実用新案登録に基づく特許出願の規定の趣旨	1
2. 実用新案登録に基づく特許出願の要件	1
2.1 形式的要件	1
2.1.1 実用新案登録に基づく特許出願ができる者	1
2.1.2 時期的要件	2
2.1.3 実用新案権の放棄	2
2.2 実体的要件	2
3. その他の留意事項	2
3.1 第46条の2第2項ただし書の規定について	2
3.2 実用新案登録に基づく特許出願に係る発明と基礎とした実用新案登録に係る考案との関係	3